



# 第126回 定時株主総会 招集ご通知

»»  
Steel



««  
Wheel



»»  
Undercarriage



««  
Other



Robot



Mica

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力、書面（議決権行使書）またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」<sup>®</sup>対応

スマートフォンからQRコード<sup>®</sup>を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

トピー工業株式会社

証券コード 7231



新型コロナウイルス感染症で亡くなられた皆様に謹んでお悔やみ申しあげるとともに、罹患された方、不安な日々を過ごされているすべての皆様にお見舞い申し上げます。また、日夜、最前線で対応している医療関係など社会を支えていただいている皆様に心から感謝申し上げます。

現在、皆様一人ひとりが、命と健康を第一に感染拡大防止のための取り組みをされています。当社としましても、このような状況下において、わたしたちができることを考え、取り組んでまいります。

今般、当社第126回定時株主総会を6月24日(水曜日)に開催することといたしましたので、ここに招集のご通知をお届けいたします。本総会の在り方につきまして検討を重ねましたが、現下の新型コロナウイルス問題の終息が見えない中、速やかに新たな経営体制を構築して事業活動に取り組むたいと考え株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、状況にご留意いただき、ご来場いただくほかに、書面(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使もできますので、積極的なご利用をお願いいたします。

2020年6月

代表取締役社長 高松信彦

トピー工業グループの存続と  
発展を通じて、  
広く社会の公器としての  
責務を果たし、  
内外の信頼を得る。

当社グループは、顧客の満足を  
得られる品質とコストを追求した商  
品を提供することで、社会の発展に  
寄与し、また、適時・適切な情報  
開示、地域社会への貢献、地球環  
境問題への積極的な取り組み等  
を通じて、企業として社会的責任を果  
たしていくことにより、当社の企業  
価値ひいては株主の皆様の共同の  
利益を一層高めていくことを使命と  
しております。

第126回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内 新型コロナウイルス感染拡大防止への 対応について	3 5
株主総会参考書類	6
事業報告	13
1. 企業集団の現況に関する事項	13
2. 会社の株式に関する事項	21
3. 新株予約権等の状況	21
4. 会社役員の状況	22
5. 会計監査人の状況	25
6. 業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況	26
7. 会社の支配に関する基本方針	30
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	32
計算書類	33
連結計算書類	
連結貸借対照表	33
連結損益計算書	34
連結株主資本等変動計算書	35
計算書類	
貸借対照表	36
損益計算書	37
株主資本等変動計算書	38
監査報告	39
連結計算書類に係る会計監査報告	39
計算書類に係る会計監査報告	41
監査役会の監査報告	43

証券コード 7231  
2020年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目2番2号

**トピー工業株式会社**

代表取締役社長 高松信彦

## 第126回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第126回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症に対する日本政府による緊急事態宣言が発出され、政府や地方自治体から外出自粛等、感染防止のための取り組みを強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面（議決権行使書）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社の指定するインターネット上の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) を通じて、2020年6月23日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、インターネットにより議決権をご行使される際には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をお読みください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目2番2号  
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー7階  
当社会議室
3. 目的事項
- 報告事項 1) 第126期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2) 第126期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
- 1) 書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。
- 2) 複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.topy.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2020年6月24日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 行使期限

2020年6月23日（火曜日）  
午後5時45分到着分まで



### インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否を行使期限までにご入力ください。

#### 行使期限

2020年6月23日（火曜日）  
午後5時45分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	株主番号 ○○○○○○	議決権の数 XX 個												
○○○○	御中													
××××年 ×月××日														
<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>														
1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____														
スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード														
○○○○○○○														

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

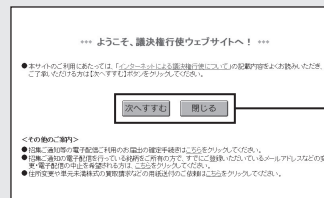
インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル 0120-652-031  
(受付時間 午前9時～午後9時)

### 議決権行使コード・パスワード を入力する方法

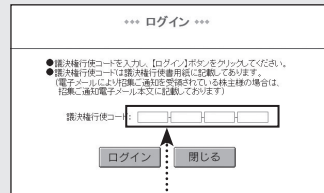
議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」をご入力ください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

### 株主様へのお願い

- ・株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力、書面（議決権行使書）またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権の行使期限は2020年6月23日（火曜日）午後5時45分までとなっておりますのでご注意ください。詳細につきましては、3頁の「議決権行使についてのご案内」をご覧ください。

### 来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用等の感染予防にご配慮いただき、来臨賜りますようお願い申し上げます。
- ・本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・体調がすぐれないようにお見受けされる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合がございます。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間で進行予定でありますので、ご理解ならびにご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 当社の対応

- ・当社役職員は、検温を含め、予め体調を十分確認したうえで本株主総会に参加することといたします。
- ・運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付のほか会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.topy.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。



## 株主総会参考書類



### 第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (年齢)	当社における役職名・委嘱職掌 及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況	取締役 在任年数
1	再任 高松信彦 (満65歳)	代表取締役社長	16/16回 (100%)	3年
2	再任 齋藤徳夫 (満63歳)	取締役副社長社長補佐 経営企画、財務、営業管掌	16/16回 (100%)	5年
3	再任 木下浩幸 (満63歳)	専務取締役技術、業務改革推進、安全、スマート化推進管掌 経営企画に関する事項につき、齋藤副社長を補佐	16/16回 (100%)	2年
4	新任 山口政幸 (満59歳)	常務執行役員総務、人事、リスクマネジメント管掌 経営企画に関する事項につき、齋藤副社長を補佐	—	—
5	再任 森脇純夫 (満63歳)	社外 独立 取締役 弁護士、石井法律事務所パートナー、JSR株式会社社外監査役	16/16回 (100%)	3年
6	新任 桐山毅 (満57歳)	社外 独立 DBJアセットマネジメント株式会社取締役会長	—	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森脇純夫氏及び桐山毅氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、森脇純夫氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。また、桐山毅氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、森脇純夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、桐山毅氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 各候補者の年齢及び取締役在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。なお、取締役在任年数は、過去における合計を記載しています。
5. 各候補者の当社における役職名・委嘱職掌及び重要な兼職は、本招集ご通知発送日現在のものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の株式数
1	<p>(再任)</p>  <p>たかまつ のぶ ひこ 高松 信彦 (1955年6月2日生)</p>	<p>1979年4月 新日本製鐵株式会社入社 2011年4月 同社執行役員製鉄技術部長 2012年4月 同社顧問 ウジミナス社執行役員技術・品質担当 2014年8月 同社副社長経営企画担当 2016年4月 新日鐵住金株式会社常務執行役員グローバル事業推進本部副本部長 2016年9月 ウジミナス社取締役 2017年4月 当社専務執行役員社長補佐 新日鐵住金株式会社顧問 2017年6月 当社代表取締役社長(現任)</p>	6,300株
<p>[取締役候補者とした理由] 2017年6月から当社グループの経営全般を統括しております。鉄鋼事業や海外事業等の分野に精通し、特にグローバル展開における知識と実行力は卓越しており、経営環境が激変する現状において、市場動向についての情報収集力、分析力や、臨機応変に経営戦略を構築し遂行する論理性、柔軟性、それを社内外に浸透させる強力な発信力、リーダーシップ等、経営を担うに十分な力量を発揮しています。加えて、「働きがい向上」やイノベーション推進による「新生トピー」構築への取り組み等、当社100周年に向けた中期経営計画「Growth &amp; Change 2021」の全体統括者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>(再任)</p>  <p>さいとう のりお 齋藤 徳夫 (1956年12月13日生)</p>	<p>1979年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員プレス事業部副事業部長 2011年6月 当社取締役プレス事業部長 2013年4月 当社取締役常務執行役員プレス事業部長 2013年6月 当社常務執行役員プレス事業部長 2015年4月 当社常務執行役員経営企画部長 2017年4月 当社専務執行役員経営企画部、財務部管掌 2017年6月 当社専務取締役経営企画部、財務部管掌 2018年4月 当社専務取締役経営企画部、財務部、営業総括部管掌 2019年4月 当社取締役副社長社長補佐 経営企画、財務、営業管掌(現任)</p>	5,790株
<p>[取締役候補者とした理由] 2019年4月から経営企画、財務、営業を管掌し社長を補佐、当社グループ全体の経営計画、事業戦略を統括する等、課題の多い現在の経営判断に貢献しております。海外駐在やスチール、プレス、造機の主要3事業部の営業部門長に経営企画部長を歴任、その豊富な知識のみならず、顧客との交流も深く、幅広い人脈を有しています。本人の持つ人格・識見・実行力から人望も厚く、会社全体の企画業務にも長けており、社長補佐に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
3	<p>再任</p>  <p>木下 浩幸 (1956年9月24日生)</p>	<p>1981年4月 新日本製鐵株式会社入社 2011年4月 当社執行役員技術統括部特命担当部長 2012年4月 当社執行役員造機事業部副事業部長兼造機事業部神奈川製造所長 2015年4月 当社常務執行役員造機事業部長 2017年4月 当社専務執行役員造機事業部長 2018年4月 当社専務執行役員技術部、IoT推進部、安全管理掌 2018年6月 当社専務取締役技術部、IoT推進部、安全管理掌 2020年4月 当社専務取締役技術、業務改革推進、安全、スマート化推進管掌 経営企画に関する事項につき、齋藤副社長を補佐（現任）</p>	4,568株
<p>[取締役候補者とした理由] 2018年4月から技術、IoT推進、安全を管掌し、当社グループ全体の技術戦略に加え、安全防災や業務プロセス改革の推進をリードしております。海外駐在の経験もあり、神奈川製造所長や造機事業部長等を歴任、鉄鋼関係や建設機械分野での豊富な経験と知識に加え、国際的な視野で当社グループの技術全般の向上に貢献し、社内外から信望を得ています。当社の持続的発展に向けた技術戦略の構築やスマート化推進等に対し、引き続き技術部門を統括することが適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>新任</p>  <p>山口 政幸 (1960年7月17日生)</p>	<p>1984年4月 三田工業株式会社入社 1999年10月 当社入社 2013年4月 当社執行役員総務部長兼秘書室長 2017年4月 当社執行役員内部監査部長 2018年2月 当社常務執行役員リンテックス株式会社代表取締役社長 2018年3月 当社顧問、リンテックス株式会社代表取締役社長 2020年4月 当社常務執行役員総務、人事、リスクマネジメント管掌 経営企画に関する事項につき、齋藤副社長を補佐（現任）</p>	3,327株
<p>[取締役候補者とした理由] 秘書室長、総務部長、内部監査部長を歴任、経営組織、コーポレートガバナンスの多岐に亘る分野の知識が豊富なだけでなく、グループ全般に加えて社外にも広く人脈を有しております。海外駐在の経験もあり、2018年からは、新たに加わったグループ会社の社長として、事業再建のみならず、海外子会社の統括を含む事業管理、運営に手腕を発揮しています。「新生トピー」に向けた、より高いレベルのコーポレートガバナンス推進や総務・人事に係る重点課題への取り組み等、新たに管理部門を統括することが適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
5	<p>〔再任〕</p>  <p>もり わき すみ お 森 脇 純 夫 (1957年3月3日生)</p> <p>〔社外〕 〔独立〕</p>	<p>1981年4月 弁護士登録（現在に至る） 石井法律事務所入所（現在に至る）</p> <p>1991年4月 同所パートナー（現任）</p> <p>1999年4月 最高裁判所司法研修所教官（民事弁護）</p> <p>2007年4月 東京大学法科大学院客員教授</p> <p>2015年5月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長</p> <p>2017年6月 当社取締役（現任） JSR株式会社社外監査役（現任）</p>	0株
<p>〔社外取締役候補者としての理由〕</p> <p>弁護士として長年培った法律に関する豊富な知識と経験が、その見識と人望、実行力を形作っており、コーポレートガバナンスやコンプライアンスについての提言等を通じて取締役会の活性化、安定化に大いに貢献しています。引き続き当社取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上が期待できることから適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p> <p>過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			
6	<p>〔新任〕</p>  <p>きり やま たけし 桐 山 毅 (1962年8月26日生)</p> <p>〔社外〕 〔独立〕</p>	<p>1986年4月 日本開発銀行入行</p> <p>2008年6月 日本政策投資銀行ロンドン首席駐在員</p> <p>2010年4月 DBJ Europe Limited CEO</p> <p>2013年9月 株式会社日本政策投資銀行産業調査部長</p> <p>2015年6月 同行執行役員企業投資部長</p> <p>2016年6月 DBJアセットマネジメント株式会社取締役会長（現任）</p>	0株
<p>〔社外取締役候補者としての理由〕</p> <p>金融機関における海外を中心とした投融資業務を通じて培った豊富な企業経営の知見と、投資運用会社の取締役会長としての経歴を有しております。当社取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上が期待できることから適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役川端雅一氏及び醬油和男氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (年齢)	重要な兼職の状況
1	新任 川岸哲哉 (満66歳)	社外 独立 TANAKAホールディングス株式会社顧問
2	新任 酒井明夫 (満61歳)	社外 独立 明治安田損害保険株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川岸哲哉氏及び酒井明夫氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定であります。
3. 各候補者が選任された場合、当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 各候補者の年齢は、本定時株主総会終結時のものであります。
5. 各候補者の重要な兼職は、本招集ご通知発送日現在のものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
1	<p>新任</p>  <p>川岸 哲哉 (1954年4月21日生)</p> <p>社外 独立</p>	<p>1978年4月 株式会社富士銀行入行 2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 営業第二部長 2009年4月 同行常務執行役員リスク管理グループ統轄 役員兼人事グループ統轄役員 2010年4月 同行常務取締役グローバルトランザクショ ンユニット統括役員兼グローバルアセット マネジメントユニット統括役員 2011年3月 東京建物株式会社社外監査役 2011年6月 TANAKAホールディングス株式会社常勤監 査役 2013年6月 同社取締役技術マーケティング本部副本部 長 2015年6月 同社執行役員CSR・広報本部長社長室長 2020年4月 同社顧問(現任)</p>	0株
<p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>銀行において、証券会社の設立や法人営業部門の業務執行責任者を務め、さらに製造会社等を統括管理する持株会社等の監査役、取締役として企業経営の経験を有しております。多様な知見と企業経営の経験から、取締役会の意思決定の適法性と妥当性、会計監査の相当性を広範な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献が期待できることから適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>新任</p>  <p>酒井 明夫 (1958年10月20日生)</p> <p>社外 独立</p>	<p>1982年4月 安田生命保険相互会社入社 2012年4月 明治安田生命保険相互会社執行役大阪本部 長 2014年4月 同社常務執行役法人営業部門長 2016年4月 同社専務執行役法人営業部門長 2018年4月 明治安田損害保険株式会社代表取締役社長 (現任)</p>	0株
<p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>生命保険会社において、支社長、営業部門の業務執行責任者を務め、さらに損害保険会社の社長として企業経営の経験を有しております。多様な知見と企業経営の経験から、取締役会の意思決定の適法性と妥当性、会計監査の相当性を広範な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献が期待できることから適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

(ご参考)

### <取締役会の構成>

当社は、取締役を9名以内と定款で定め、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保のため、人格・識見・実行力ともに優れ、当社グループの事業に精通した業務執行取締役及び独立した立場の社外取締役のバランスに配慮し、適切と思われる人物で構成することとしております。

### <役員候補の指名方針と手続き>

当社では、役員は人格・識見・実行力ともに優れ、その職務を全うできる者とし、業務執行取締役候補及び社内監査役候補には当社グループの事業に精通した者を、社外取締役候補及び社外監査役候補には高い独立性と専門性を有する者を指名しております。

当社の役員候補は、任意の機関である指名諮問委員会において審議し、その答申を踏まえ、取締役会で決定しております。社長等の業務執行取締役の再任指名は、会社業績等の評価を踏まえて、毎年、指名諮問委員会で審議しております。指名諮問委員会は、社外委員2名、社内委員1名で構成しております。

また、社長等の業務執行取締役に法令・定款違反等の事由が生じた場合には、当該取締役の役位や委嘱職掌の解職及び株主総会に対する解任議案の提出を取締役会で決定することとしております。

### <独立性判断基準>

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、かつ、属性情報の開示が求められる主要株主や取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付先の業務執行者等については、当社との利害関係を勘案し、社外取締役及び社外監査役の独立性を判断しております。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の影響等により、中国の景気減速が継続する等、停滞感が強まりました。また、年度末にかけて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済活動が著しく制限され、世界経済は急速に冷え込みました。わが国経済も、輸出や生産が弱含む等、製造業を中心に景況感が悪化する中で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、景気は大幅に下押しされました。

このような状況下、当社グループは、2019年度より中期経営計画「Growth & Change 2021」をスタートし、自動車・産業機械部品事業において、グループ全体の生産体制最適化等による構造改革を進め、収益力向上に鋭意取り組んでまいりました。また、鉄鋼事業において、独自技術を生かした異形鋼等、お客様や社会のニーズを捉えた新製品開発に取り組み、持続的な成長を目指しております。

当連結会計年度における業績につきましては、自動車・産業機械部品事業の販売数量が大幅に減少したため、売上高は263,305百万円（前期比8.0%減）、営業利益は2,851百万円（前期比62.0%減）、経常利益は3,597百万円（前期比61.6%減）となりました。また、投資有価証券評価損の計上、繰延税金資産の取り崩し等により、親会社株主に帰属する当期純損失は4,497百万円（前期 親会社株主に帰属する当期純利益7,114百万円）となりました。



## 2) セグメント別の状況 セグメント別売上高

セグメントの名称	2018年度 (前連結会計年度) (第125期)		2019年度 (当連結会計年度) (第126期)		前連結会計年度比	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	比率 %
鉄鋼事業	80,442	28.1	73,404	27.9	△7,037	△8.7
自動車・産業機械部品事業	188,175	65.7	174,015	66.1	△14,160	△7.5
発電事業	10,567	3.7	9,326	3.5	△1,241	△11.7
その他	7,041	2.5	6,558	2.5	△482	△6.9
合計	286,227	100.0	263,305	100.0	△22,921	△8.0

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### <鉄鋼事業>

電炉業界においては、建設向け及び製造業向けともに鋼材需要が低調に推移する中で、年度終盤において、さらに減少しました。一方、主原料である鉄スクラップ価格は期初より大きく下落しました。

このような環境を受け、当社グループは、鋼材販売価格の低下に伴い、売上高は73,404百万円（前期比8.7%減）となりました。しかしながら、鋼材販売価格と鉄スクラップ購入価格の値差が拡大するとともに、販売量の確保や継続的なコスト改善に取り組んだ結果、営業利益は4,142百万円（前期比84.3%増）となりました。

### <自動車・産業機械部品事業>

自動車業界においては、国内、北米及び中国の生産台数が前期比で減少しました。建設機械業界においては、中国や東南アジア等での販売減少及び在庫調整、国内での台風被害等により、日系メーカーの油圧ショベル生産が大幅に落ち込みました。また、資源価格の下落により、東南アジアを中心に鉱山機械需要も減少しました。年度終盤において、中国に端を発した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が、自動車や油圧ショベルの生産にも影響を及ぼしました。

このような厳しい環境の中、当社グループは、継続的なコスト改善と生産体制の見直しによる固定費削減に努めたものの、建設機械用足回り部品や鉱山機械用ホイールをはじめとして販売数量が大幅に減少したため、売上高は174,015百万円（前期比7.5%減）、営業利益は1,657百万円（前期比78.8%減）となりました。

### <発電事業>

事業計画に沿って安定した電力供給に努めてまいりました。需要の減少や価格競争激化等を背景とした厳しい事業環境の中、売上高は9,326百万円（前期比11.7%減）、営業利益は852百万円（前期比30.6%減）となりました。

### <その他>

土木・建築事業、「トピレックプラザ」（東京都江東区南砂）等の不動産賃貸及びスポーツクラブ「OSSO」の運営、合成マイカ及びクローラーロボットの製造・販売等を行っております。売上高は、土木・建築事業が低調であったこと等により、6,558百万円（前期比6.9%減）、営業利益は、売上の減少に加えて、化粧品等に使用される合成マイカの増産に向けた先行費用が増加したこと等により、893百万円（前期比42.4%減）となりました。

## 3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は、13,397百万円であります。その主なものは鉄鋼事業及び自動車・産業機械部品事業における生産性向上のための設備投資です。

## 4) 資金調達の状況

2014年12月にシンジケートローンによる長期借入（9,200百万円）を実行いたしました。シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、複数の金融機関の協調融資によるものです。当連結会計年度末における借入実行残高は3,680百万円です。

また、2019年9月に第26回無担保普通社債（発行総額5,000百万円）、第27回無担保普通社債（発行総額5,000百万円）を発行いたしました。

## 5) 対処すべき課題

現在、世界各地で続く新型コロナウイルスの感染拡大が、国内外経済に大きく影響を及ぼし、当社グループの需要環境は急速に冷え込んでおります。当社グループは、収益への影響を最小限に抑えるため、迅速かつ柔軟に対応してまいります。

当社グループは、2019年度から2021年度を実行期間とする中期経営計画「Growth & Change 2021」（G&C 2021）を策定し、スタートいたしました。2012年度から「Growth & Change」をスローガンに掲げた一連の中期経営計画で、「グローバルでの“成長”」と「高収益体質への“変革”」に取り組んでまいりました。海外需要の拡大と国内需要の縮小という長期トレンドに変化はなく、G&C 2021は、G&Cの最終ステージと位置づけています。「G&Cの完遂と次なる成長に向けて」を基本方針として、G&C 2018で拡充した事業の収益力向上に軸足を置き、次なる成長に向けたキャッシュ・フロー創出能力の拡大を図ります。並行して、お客様や社会のニーズを捉えた新事業・新製品の開発に引き続き取り組み、2021年の当社創立100周年を越えて持続的な成長を目指します。

数値目標	2021年度
売上高営業利益率	5.0%
自己資本利益率 (ROE)	8.5%
総資産事業利益率 (ROA)	5.7%
D/Eレシオ	0.52

計数計画	2021年度
売上高	3,200億円
(海外売上高比率)	(33%)
営業利益	160億円
親会社株主に帰属する当期純利益	110億円

### <鉄鋼事業>

新鋭化製鋼工場の能力を最大限発揮するとともに、フォークリフト用マストレールやトンネル用セグメント部材をはじめとした当社独自の異形鋼や日本初となる異形鉄筋の新製品TACoil（ティーエーコイル）等の豊富な製品群を持つ強みを生かして販売量の拡大を図ります。

### <自動車・産業機械部品事業>

自動車用ホイールは、スチールホイールの国内需要の減少に対応した生産体制の最適化やアルミホイールの国内外需要の拡大に対応した生産・販売連携等によるシナジー効果の最大化を目指します。加えて、重点投資と継続的改善により生産拠点の競争力を強化し、グローバルで拡大する需要の捕捉と収益力向上を図ってまいります。さらに、自動車メーカーの車体軽量化ニーズやEVの普及等に対応し、魅力ある製品開発を推進します。

建設機械用足回り部品及び鉱山機械用超大型ホイールは、グローバルサプライヤーとしてお客様の信頼をさらに高めるとともに、成長市場への供給体制の構築や補給品ビジネスの強化・拡大に取り組み、成長と安定した収益を目指します。

### <発電事業>

周辺環境との調和を最大限に配慮した発電設備による安定した稼働体制の維持及び電気の供給に引き続き注力してまいります。

### <その他>

化粧品基礎原料である合成マイカは、高い透明感や安全性が評価されています。肌ざわりの良い着色マイカを多彩な製品バリエーションに加えて、国内外に販売を拡大します。

クローラーロボットは、高い段差乗り越え性能や悪路の走破性、前後左右の自在走行及び自動走行等の当社独自の機能を備えており、従来のタイヤ方式に代わるAGV（自動搬送台車）として、労働力不足を背景に需要拡大が見込まれる市場に本格参入します。

## 6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 (第123期)	2017年度 (第124期)	2018年度 (第125期)	2019年度 (当連結会計年度) (第126期)
売上高(百万円)	208,237	230,462	286,227	263,305
経常利益(百万円)	6,116	8,034	9,357	3,597
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	7,191	5,500	7,114	△4,497
1株当たり当期純利益(円)又は1株当たり当期純損失(△)	303.90	234.25	302.85	△191.42
総資産額(百万円)	223,050	248,102	284,198	254,659
純資産額(百万円)	104,853	109,859	112,362	103,800

- (注) 1. 2016年度(第123期)は、雇用情勢の改善や鉱工業生産の持ち直し等により、わが国経済は緩やかな回復傾向で推移しました。鉄スクラップ価格と鋼材販価の値差が縮小したため、経常利益については減少したものの、固定資産の譲渡に伴う特別利益の計上等により親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。
2. 2017年度(第124期)は、鉱工業生産や設備投資の増加基調等により、わが国経済は緩やかに回復いたしました。建設機械用足回り部品や鉱山向け超大型ホイールの販売数量の増加等により、売上高及び経常利益は増加いたしました。
3. 2018年度(第125期)は、雇用情勢の改善に加え、設備投資が増加基調で推移したことにより、わが国経済は緩やかな回復傾向で推移しました。建設機械用足回り部品等の販売数量の増加や、自動車用ホイール事業の新規連結効果等により売上高が増加いたしました。
4. 2019年度(当連結会計年度)の状況は、前記「1. 企業集団の現況に関する事項」の1)、2)に記載したとおりであります。
5. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数より保有する自己株式数(期中平均)を控除した株式数に基づき算出しております。
6. 2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2016年度(第123期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を2018年度(第125期)の期首から適用しており、2017年度(第124期)の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
8. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 7) 重要な親会社及び子会社の状況

## (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

## (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
トピー実業株式会社	百万円 480	% 100.0	鉄鋼原料、鋼材、自動車・建設機械部品の販売
トピー海運株式会社	百万円 225	% 100.0	海運、陸運、倉庫業
九州ホイール工業株式会社	百万円 100	% 100.0	自動車用ホイールの製造
株式会社三和部品	百万円 200	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーアメリカ, INC.	百万米ドル 63	% 100.0	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール及び建設機械部品の製造、販売
福建トピー汽車零件有限公司	百万人民元 194	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売
トピー履帯(中国)有限公司	百万人民元 606	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア	億ルピア 7,105	% 90.4	自動車用ホイールの製造、販売
トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V.	百万ペソ 867	% 95.0	自動車用ホイールの製造、販売
アサヒテック・アルミニウム・タイランド	百万バーツ 1,480	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売

### 8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

セグメントの名称	主要製品・事業内容
鉄鋼事業	一般形鋼、異形形鋼、H形鋼、異形棒鋼
自動車・産業機械部品事業	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール、プレス製品、建設機械用部品、工業用ファスナー
発電事業	電力卸販売
その他	合成マイカ、クローラーロボット、屋内外サインシステム、土木・建築事業、不動産賃貸、スポーツ施設の運営等

### 9) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

- (1) 本店 東京都品川区大崎一丁目2番2号
- (2) 支店  
名古屋支店 名古屋市中区      大阪支店 大阪府中央区
- (3) 生産拠点  
豊橋製造所 愛知県豊橋市      豊川製造所 愛知県豊川市  
綾瀬製造所 神奈川県綾瀬市      神奈川製造所 神奈川県茅ヶ崎市
- (4) 研究開発拠点  
技術センター 愛知県豊橋市
- (5) 重要な子会社  
トピー実業株式会社 東京都品川区  
トピー海運株式会社 愛知県豊橋市  
九州ホイール工業株式会社 福岡県京都郡苅田町  
株式会社三和部品 茨城県坂東市  
トピーアメリカ, INC. 米国ケンタッキー州  
福建トピー汽車零件有限公司 中国福建省  
トピー履帯(中国)有限公司 中国山東省  
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア インドネシア西ジャワ州  
トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V. メキシコ グアナファト州  
アサヒテック・アルミニウム・タイランド タイ国 チョンブル県

## 10) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

### (1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
鉄鋼事業	944 (122)名	△10 (10)名
自動車・産業機械部品事業	4,816 (855)名	△71 (138)名
発電事業	33 (0)名	△2 (0)名
その他の	177 (36)名	37 (△2)名
全社(共通)	211 (3)名	△14 (1)名
合計	6,181 (1,016)名	△60 (147)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員は含めておりません。  
 2. 臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,859名	△2名	40.7才	18.6年

- (注) 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員(計282名)は含めておりません。

## 11) 当社の主な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 百万円
株式会社みずほ銀行	9,210
株式会社りそな銀行	4,890
株式会社横浜銀行	4,005
株式会社三菱UFJ銀行	3,910
シンジケートローン	3,680
みずほ信託銀行株式会社	1,865

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、複数の金融機関の協調融資によるものです。  
 2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| 1) 発行可能株式総数          | 88,300,000株 |
| 2) 発行済株式の総数          | 24,077,510株 |
| 3) 株主の総数             | 11,600名     |
| 4) 大株主及びその持株数（上位10名） |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	4,818,264株	20.46%
ト ピ ー フ ァ ン ド	1,133,710株	4.81%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	975,134株	4.14%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	896,300株	3.81%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	787,802株	3.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	718,227株	3.05%
ト ピ ー 工 業 社 員 持 株 会	588,843株	2.50%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	537,400株	2.28%
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	489,300株	2.08%
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	474,600株	2.02%

- (注) 1. 当社は、自己株式を526,804株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、取締役等向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. トピーファンドは、当社及び関係会社取引先持株会の名称です。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



## 4. 会社役員の状況

## 1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

役職名	氏名	委嘱職掌及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高松信彦	
取締役副社長	齋藤徳夫	社長補佐 経営企画、財務、営業管掌
専務取締役	熊澤智	総務、人事、リスクマネジメント管掌 経営企画（プレス事業部、関係会社）に関する事項につき、齋藤副社長を補佐
専務取締役	木下浩幸	技術、IoT推進、安全管掌 経営企画（スチール事業部、造機事業部、サイエンス事業部）に関する事項につき、齋藤副社長を補佐
取締役	井上毅	富士石油株式会社社外監査役
取締役	森脇純夫	弁護士、石井法律事務所パートナー、JSR株式会社社外監査役
常勤監査役	小川幸弘	
常勤監査役	坂本弘一	
監査役	川端雅一	株式会社小森コーポレーション社外監査役、芙蓉オートリース株式会社社外取締役
監査役	醬油和男	公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団理事

- (注) 1. 取締役井上毅氏及び森脇純夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役川端雅一氏及び醬油和男氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川端雅一氏及び醬油和男氏は、金融機関において培った豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役井上毅氏及び森脇純夫氏ならびに監査役川端雅一氏及び醬油和男氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動は次のとおりです。
- ・取締役副社長齋藤徳夫氏は、2019年6月をもってATCホールディングス株式会社代表取締役社長及び旭テック株式会社取締役を退任いたしました。
  - ・専務取締役熊澤智氏は、2019年6月をもって福建トピー自動車零件有限公司監事を退任いたしました。
6. 当社と社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。

## 2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

## 3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	報酬等の額(百万円)
取 締 役	6	250
監 査 役	4	67
(うち社計外役員)	10 (4)	318 (42)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第121回定時株主総会において月額40百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2016年6月23日開催の第122回定時株主総会において社外取締役を除く取締役に対する業績連動型株式報酬として3年間で100百万円以内と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第118回定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。  
 4. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額6百万円が含まれております。

#### 4) 社外役員に関する事項

役職名	氏名	主な活動状況
取締役	井上 毅	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。主に経営者として培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に寄与しております。
取締役	森脇 純夫	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。主に弁護士として培った法律に関する豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に寄与しております。
監査役	川端 雅一	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会16回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の充実に寄与しております。
監査役	醬油 和男	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会16回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の充実に寄与しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 5. 会計監査人の状況

1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### 2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	100百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び取締役その他社内関係部署からの説明等に基づき、当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査時間及び監査報酬の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### 3) 非監査業務の内容

海外子会社の決算早期化プロジェクトに関する助言業務、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う確認業務

### 4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、会計監査人の職務の執行に重大な支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、すみやかに解任する必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査実施の有効性及び効率性等を総合的に勘案し、他の会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）

当社グループは、「トピー工業グループの存続と発展を通じて、広く社会の公器としての責務を果たし、内外の信頼を得る。」を「グループ基本理念」とし、これに基づく具体的な行動基準として、「グループ行動規範」を定め、企業行動の指針とする。

また、業務の有効性及び効率性の向上や財務報告の信頼性確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、その他当社グループの業務の適正を確保するため、以下の体制を構築・運用するとともに、その継続的改善に努める。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 法令・企業倫理遵守の基本精神に則り、「グループ基本理念」及び「グループ行動規範」を取締役及び使用人等全員へ周知する。
  - ② 法令・企業倫理遵守を強化するために「リスクマネジメント委員会」を設置し、法令等遵守の施策を推進する。
  - ③ 各部門の業務に関する法令一覧及び「グループ・コンプライアンスガイドブック」の活用、研修・説明会の実施等を通じて、事業活動に係わるコンプライアンスに関する取締役及び使用人等の責任を明確化し、社内規程を整備するとともに周知することで法令等遵守を推進する。
  - ④ 内部通報に関する社内規程に従い、「グループ企業倫理相談室」及び「グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置し、法令・企業倫理遵守に関する取締役、使用人及び取引先等からの相談・通報への対応を行う。なお、これらの相談・通報については、秘密を厳守し、相談者・通報者に対し、当該相談・通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。
  - ⑤ 社長直轄の内部監査部を置き、各部門等の内部統制システムの構築及び運用状況を監査する。
  - ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、警察及び外部の専門機関と常に連携を取りながら断固として排除する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 法令ならびに情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理を適切に行う。
  - ② 取締役及び監査役が当該情報を常時閲覧できる状態に維持する。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスクマネジメントに関する社内規程に従い、コンプライアンス、安全衛生・防災・環境、品質欠陥、天災地変、その他重大な損失を被るリスクに対し、各部門が主体的・継続的に取り組むことを基本とする。「リスクマネジメント委員会」は、その進捗状況を定期的に把握・評価するとともに各部門へ助言等を行い未然防止に努める。
  - ② 大規模災害等の緊急事態の発生に備え、事業継続計画を策定し、事業を維持・早期復旧させるための体制を整備する。
  - ③ 経営上の影響が大きい緊急事態が発生した場合、社長を本部長とする「特別対策本部」等を設置し、必要な対応を行う。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会（原則月1回開催、必要のある場合随時開催）において、法令または定款で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめ、「取締役会規程」に定める会社の重要事項を決議する。
  - ② 取締役会の審議が効率的に行われることを確保するため、取締役等で構成する経営会議（原則週1回開催）において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、業務執行の方針・計画及び実施についても審議し、適正な経営判断を行う。
  - ③ 執行役員制度により経営の機能を「経営意思決定機能」と「業務執行機能」に区分し、経営の活性化と効率化を図る。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- グループ会社の管理に関する社内規程に従い、当社グループが一体となった経営を行うために以下の体制を整備し、その適切な運用を図るとともに、グループ各社に相応しい内部統制システムの構築を指導する。
- i グループ各社より当該グループ会社の事業方針・計画、決算等経営状況について適宜報告を受ける。
  - ii リスクマネジメントに関する社内規程に従い、グループ会社のリスクマネジメントを推進する。
  - iii グループ各社に対する経営管理担当部署、経営管理業務及び事前協議事項を定め、業績評価を事業年度ごとに実施するとともに、自律的な経営を促す。
  - iv 法令・企業倫理遵守に係る当社体制をグループ各社に準用し、その施策を推進するとともに、実施状況について把握・評価する。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、必要に応じ、補助使用人を置く。

- ② 当該補助使用人の人事等については、取締役と監査役が事前協議の上決定する。
- ③ 当該補助使用人は監査役の指示の下で職務を補助する。
- (7) 当社の監査役への報告に関する体制
  - ① 当社の取締役及び使用人等は、監査役に対し、法定の事項に加え、内部監査部の活動内容、常設委員会の活動内容、その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について報告する。
  - ② グループ会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の監査役に対し、法定の事項に加え、職務の執行状況その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、直接または当社関係部門を通じて報告する。
  - ③ 内部通報に関する社内規程に準じ、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。
- (8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査役が取締役及び使用人等の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会、その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じ、取締役または使用人等にその説明を求めることができる。
  - ② 代表取締役は監査役との定期的な意見交換会を開催する。
  - ③ 監査役が外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。
  - ④ 監査役の職務執行に必要な費用は予算計上し、社内規程に従い、前払いまたは事後償還請求に応じる。

## 2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システムの有効性を確保するとともに、その継続的な改善を行うため、当社の内部監査部が、年間の監査方針及び監査計画に基づいて、会社法及び金融商品取引法の内部統制に関する当社グループのモニタリングを行っております。

### (2) コンプライアンス体制

「グループ基本理念」及び「グループ行動規範」を定め、ウェブサイト、社内報、グループ・コンプライアンスガイドブック等を用いて、当社グループの役員及び従業員へ周知しております。また、当社のリスクマネジメント委員会の主導の下、当社の各部門及びグループ各社は、コンプライアンスの徹底についての年間活動計画を策定し、改善活動を推進するとともに、情報共有を行っております。加えて、当社の主管部門等が、当社グループの各階層に対する各種のコンプライアンス教育を実施しております。

内部通報制度については、「グループ企業倫理相談室およびグループ・コンプライアンス・ホットライン規程」に秘密の厳守及び相談・通報者が不利益を受けない旨を規定するとともに、外部の弁護士事務所にも受付窓口を設けております。

### (3) リスク管理体制

当社のリスクマネジメント委員会が主導して、当社の各部門及びグループ各社が、リスクマネジメントに関わる年間活動計画を策定し、改善活動を推進しております。また、当社グループにおいて、リスクマネジメントに関わる事案が発生あるいは発生のおそれがある場合は、リスクマネジメント委員会等に報告され、リスクマネジメント体制を通じて、適宜指導を行っております。リスクマネジメント委員会の活動内容は、実効性を確認するため取締役会に報告しております。

大規模災害等が発生したときは、代表取締役社長を本部長とした特別対策本部を設置して対応する体制を構築しております。また、事業継続計画を策定し、定期的に見直すとともに、建物及び生産設備の耐震化、災害発生を想定した定期的な訓練等を行っております。

### (4) 取締役の職務執行

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」で定める会社の重要事項を決議しております。また、業務執行取締役等で構成する経営会議において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、経営会議に出席していない社外取締役へは事前説明を行っております。加えて、「取締役会付議書の作成に関する細則」を定めて運用する等、取締役会の審議の効率化と意思決定の合理性の確保に努めております。

### (5) グループ会社の経営管理

「グループ会社管理規程」に基づいて、当社の主管部門がグループ各社から事業方針、計画、決算等について適宜報告を受け、重要事項については経営会議または取締役会において決裁しております。また、グループ各社の自律的な経営を促すとともに、グループ各社の業績やリスクマネジメントの状況等を評価項目とした経営健全度評価を年度ごとに実施し、この結果に基づいて、当社の主管部門がグループ各社への指導・支援を行っております。

### (6) 監査役の監査

監査役は、取締役会のほか、常勤監査役による経営会議その他重要な会議への出席等を通じて、内部監査部やリスクマネジメント委員会等の活動内容、その他当社グループに重要な影響を及ぼす事項等について報告を受けております。また、代表取締役と監査役との定期的な意見交換会のほか、社外取締役と監査役との情報共有ミーティングを開催しております。

当社グループにおいて、リスクマネジメントに関わる事案が発生あるいは発生するおそれがある場合は、「グループ・リスクマネジメント規程」に基づいて監査役へも報告しております。また、「グループ企業倫理相談室およびグループ・コンプライアンス・ホットライン規程」に基づいて、内部通報について監査役へ報告する体制を整備しております。



## 7. 会社の支配に関する基本方針

### 1) 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### 2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、それぞれの事業部門が培ったノウハウを複数の事業部門が共有することによってつくり上げた独創性あふれる技術・技能と、それを用いた高付加価値製品を展開するとともに、経営の健全性・透明性・効率性等の観点から当社に相応しいコーポレート・ガバナンス体制を整備しております。

### 3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、いわゆる買収防衛策（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の概要は、議決権割合が20%以上であるような当社の株券等の買付行為をしようとする大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、取締役会によるその内容の評価・検討等に必要な時間の確保等、本対応方針に定める大規模買付ルールに従うことを求め、大規模買付者が大規模買付ルールに従わない場合や、大規模買付ルールに従っても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に對抗措置を発動できるとするものです。

上記2)及び本3)の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.topy.co.jp/ja/stock/policy.html>

### 4) 上記2)の取り組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、上記2)の取り組みを実施しております。上記2)の取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記2)の取り組みは、上記1)の基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記2)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 5) 上記3)の取り組みについての取締役会の判断

上記3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の時間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。

したがって、上記3)の取り組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記3)の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な時間の確保を求めめるために実施されるものです。さらに、上記3)の取り組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議による導入、株主意思確認総会による発動及びサンセット条項（注））、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3)の取り組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（注）買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、連結業績に応じた株主への利益還元と今後の事業展開及び企業体質強化に向けた内部留保の充実です。内部留保につきましては、長期的かつ安定的な事業展開を図るための新規事業投資及び新技術・新製品の開発に充当し、企業体質・国際競争力の強化に努めます。連結業績に応じた利益還元の指標は、連結配当性向30～35%を目安といたしますが、安定的な配当継続にも十分な考慮を払ったうえで決定いたします。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、上記の方針に従い、当期の業績等を踏まえるとともに、新型コロナウイルスの影響による事業環境の大きな変動に対応するため、誠に遺憾ながら見送らせていただきます。なお、中間配当金につきましては、2019年12月3日に1株当たり40円を実施いたしましたので、年間配当金は1株当たり40円となります。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	115,074	流動負債	74,053
現金及び預金	23,811	支払手形及び買掛金	24,562
受取手形及び売掛金	44,764	電子記録債務	12,687
商品及び製品	20,708	短期借入金	15,495
仕掛品	5,529	一年以内償還予定社債	5,500
原材料及び貯蔵品	14,018	リース債務	433
その他	6,271	未払法人税等	502
貸倒引当金	△28	その他	14,872
固定資産	139,584	固定負債	76,805
有形固定資産	100,445	社債	27,300
建物及び構築物	29,841	長期借入金	28,486
機械装置及び運搬具	46,976	リース債務	572
土地	15,256	繰延税金負債	4,649
リース資産	1,515	執行役員退職慰労引当金	175
建設仮勘定	4,778	役員株式給付引当金	39
その他	2,076	役員退職慰労引当金	46
無形固定資産	4,637	定期修繕引当金	290
投資その他の資産	34,500	退職給付に係る負債	12,285
投資有価証券	24,774	資産除去債務	355
長期貸付金	479	その他	2,602
繰延税金資産	1,360	負債合計	150,858
退職給付に係る資産	295	純資産の部	
その他	7,642	株主資本	99,323
貸倒引当金	△50	資本金	20,983
資産合計	254,659	資本剰余金	18,606
		利益剰余金	61,444
		自己株式	△1,711
		その他の包括利益累計額	3,409
		その他有価証券評価差額金	5,440
		繰延ヘッジ損益	△5
		為替換算調整勘定	△1,401
		退職給付に係る調整累計額	△625
		非支配株主持分	1,068
		純資産合計	103,800
		負債・純資産合計	254,659

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		263,305
売上原価		227,245
売上総利益		36,059
販売費及び一般管理費		33,208
営業利益		2,851
営業外収益		
受取利息	93	
受取配当金	695	
持分法による投資利益	1,727	
その他	448	2,964
営業外費用		
支払利息	609	
その他	1,608	2,218
経常利益		3,597
特別利益		
固定資産売却益	453	
投資有価証券売却益	17	471
特別損失		
固定資産売却損	50	
固定資産除却損	256	
投資有価証券評価損	1,860	
その他	159	2,327
税金等調整前当期純利益		1,741
法人税、住民税及び事業税	1,475	
法人税等調整額	4,706	6,181
当期純損失		4,440
非支配株主に帰属する当期純利益		56
親会社株主に帰属する当期純損失		4,497

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	20,983	18,606	68,532	△1,708	106,413
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,590		△2,590
親会社株主に帰属する 当期純損失			△4,497		△4,497
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△0	△7,088	△2	△7,090
当 期 末 残 高	20,983	18,606	61,444	△1,711	99,323

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株 主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券 評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算勘定 調整	退職給 付に係 る累計 額	その他の 利益 累計額 合計		
当 期 首 残 高	6,284	△5	△1,023	△365	4,890	1,057	112,362
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,590
親会社株主に帰属する 当期純損失							△4,497
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△843	0	△377	△260	△1,481	10	△1,470
当 期 変 動 額 合 計	△843	0	△377	△260	△1,481	10	△8,561
当 期 末 残 高	5,440	△5	△1,401	△625	3,409	1,068	103,800

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	66,681	流動負債	59,433
現金及び預金	5,527	支払手形	276
受取手形	2,053	買掛金	14,553
売掛金	27,323	短期借入金	10,492
商品及び製品	9,119	一年以内返済予定借入金	2,600
仕掛品	1,980	一年以上返済予定借入金	5,963
材料及び貯蔵品	8,401	一年以上返済予定社債	5,000
前払費用	480	未払金	134
短期貸付金	5,986	未払費用	4,405
未収入金	4,208	前受り金	1,712
その他の金	1,625	固定負債	241
貸倒引当金	△26	社債	12,295
固定資産	129,989	長期借入金	1,757
有形固定資産	65,625	繰上償還債	68,773
建物	18,757	繰上償還債	27,000
構築物	3,011	繰上償還債	27,869
機械及び装置	34,263	繰上償還債	3,379
車両運搬具	161	繰上償還債	8,614
工具・器具及び備品	734	繰上償還債	155
土地	7,581	繰上償還債	39
リース資産	133	繰上償還債	229
建設仮勘定	980	繰上償還債	1,408
その他の資産	0	繰上償還債	77
無形固定資産	1,889	負債合計	128,206
投資その他の資産	62,475	株主資本	63,115
投資有価証券	17,396	資本剰余金	20,983
関係会社株式	37,121	資本準備金	18,758
関係会社出資金	6,147	資本剰余金	18,528
長期貸付金	17	利益剰余金	229
その他の金	1,808	利益剰余金	25,079
貸倒引当金	△17	利益剰余金	25,079
資産合計	196,671	繰上償還債	85
		繰上償還債	24,993
		繰上償還債	△1,706
		繰上償還債	5,349
		繰上償還債	5,349
		繰上償還債	68,464
		負債・純資産合計	196,671

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		140,646
売上原価		126,177
売上総利益		14,469
販売費及び一般管理費		15,711
営業損失		1,241
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,676	
その他の	180	2,856
営業外費用		
支払利息	316	
社債利息	172	
その他の	756	1,244
経常利益		369
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	17	17
特別損失		
固定資産除却損	206	
投資有価証券評価損	169	
関係会社株式評価損	1,633	2,009
税引前当期純損失		1,621
法人税、住民税及び事業税	34	
法人税等調整額	3,925	3,959
当期純損失		5,580



# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	20,983	18,528	230	18,758	90	33,160	33,250	△1,703	71,289
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△4	4			
剰余金の配当						△2,590	△2,590		△2,590
当期純損失						△5,580	△5,580		△5,580
自己株式の取得								△3	△3
自己株式の処分			△0	△0				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△0	△0	△4	△8,166	△8,171	△2	△8,174
当 期 末 残 高	20,983	18,528	229	18,758	85	24,993	25,079	△1,706	63,115

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	5,909	5,909	77,198
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			△2,590
当期純損失			△5,580
自己株式の取得			△3
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△559	△559	△559
当期変動額合計	△559	△559	△8,733
当 期 末 残 高	5,349	5,349	68,464

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 矢 定 俊 博 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トピー工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 矢 定 俊 博 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トピー工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第126期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

トピー工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小川幸弘	ⓐ
常勤監査役	坂本弘一	ⓑ
監査役（社外監査役）	川端雅一	ⓒ
監査役（社外監査役）	醬油和男	ⓓ

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 17 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.



ウェブサイトの  
ご案内

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。  
また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「株主・投資家の皆さまへ」内で各種開示資料をご覧いただけます。



トピー

<http://www.topy.co.jp/>

**UD FONT** 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



# 株主総会会場ご案内図

## 日時

2020年6月24日(水曜日)  
午前10時

## 場所

アートヴィレッジ大崎  
セントラルタワー7階  
当社会議室



東京都品川区大崎一丁目2番2号

TEL: 03-3493-0777

最寄駅: 大崎駅(JR線・りんかい線)

アクセス: 大崎駅北改札口を出て  
東口より徒歩3分



ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用等の感染予防にご配慮いただき、来臨賜りますようお願い申し上げます。また、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



<http://www.topy.co.jp/>